

令和6年12月23日

連絡報

(No.6-46)

(一社)北海道警備業協会

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

国土交通省は、令和6年12月13日付けで建設業者団体の長等に対し、
「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」
等の指導文書を発出し、下請け契約の一層の適正化を指示しました。

内容は、改正建設業法に基づく資材価格高騰への対応では、工事内容や請負代金の変更方法と変更金額の積算方法を契約書に記載するように求めたり、受発注者間で契約変更した際は、元請け・下請け間でも適切に変更を協議するよう求めるなど14項目にわたり、建設工事に関係する**警備業者**等との取引においても、振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底し、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係の構築を求めています。

また、同日付で

「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う
場合の留意事項について」

の指導文書も発出し、下請代金の決定にあたって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば「交通誘導業務の契約では、**交通誘導警備員の賃金に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。**」等、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、同団体傘下建設企業への周知徹底を指示しております。

更に、令和6年12月18日付け北海道建設部長は、上記発出文書を受けて、12項目の留意事項を示しており、下請け契約の適正化では、原材料価格の高騰を勘案してスライド条項や工期変更への適切な対応や警備会社等に現場管理費及び一般管理費等の諸経費の適切計上を要請しています。

今後の警備業務実施の参考としていただきますようお願い申し上げます。なお、これら内容の詳細は、当協会ホームページ（会員専用ページ）又は北海道建設部建設管理課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/126675.html>)に掲載しております。

専務理事 森（011-242-8800）